

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|--|---|
| 質問 | 1 | 入札公告 | 1 | 第1 | 5 | | | | 「12,980,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定していますが、12,980,000千円には消費税及び地方消費税額も含まれているとの理解でよろしいでしょうか。また、当該金額に消費税及び地方消費税額が含まれる場合、消費税率は10%で算出されているとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 2 | 入札公告 | 1 | 第1 | 5 | | | | 「12,980,000千円に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額」を限度額とした債務負担行為を設定していますが、12,980,000千円には、「入札価格」に含まれる費用(一時支払い金、割賦料、委託料)及び消費税及び地方消費税額以外に、どのような費用が含まれているかご教示ください。 | 債務負担行為限度額は、本事業の支出総額の限度額として見積もっている金額であり、「入札価格」に含まれる費用並びに消費税及び地方消費税以外に含まれる費用はありません。 |
| 質問 | 3 | 入札説明書 | 2 | 第2 | 6 | | | | 4月・9月・1月の各長期休暇明けの給食提供開始日につき、予定又は直近での開始日実績をご教示下さい。 | 平成30年度は、それぞれ、4月10日(火)、9月4日(火)、1月8日(火)でした。 |
| 質問 | 4 | 入札説明書 | 2 | 第2 | 6 | | | | 事業期間について設計、建設期間が約22か月と短いため、設計が10月からの着手では非常に厳しい工程となります。つきましては、落札者の決定後に速やかに設計協議、各課協議を実施できるようにご配慮下さいませようお願いいたします。 | 速やかな設計協議、各課協議の実施に心がけます。 |
| 質問 | 5 | 入札説明書 | 5 | 第3 | 3 | 1) | | ア) | 厨機メーカーが構成企業の場合、「その他企業」との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 6 | 入札説明書 | 6 | 第3 | 3 | 1) | | | 構成企業より協力企業への発注は可能との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 7 | 入札説明書 | 12 | 第3 | 4 | 3) | | | 入札書・入札価格計算書の提出部数の記載がありませんが、各1部との理解でよろしいでしょうか | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 8 | 入札説明書 | 12 | 第3 | 4 | 3) | | | 入札書・入札価格計算書(様式4-3・4-4)の具体的な提出方法につきご教示下さい。 (例えば、入札書・価格計算書共に封筒に入れて封をし、封筒表面に「事業名」「応募者記号又は代表企業名」を明記する、等。) | 特に指定はありませんので、封筒に入れずにそのままご提出いただいても構いません。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|---|--|
| 質問 | 9 | 入札説明書 | 13 | 第3 | 4 | 3) | | | A4版、A3版の簡易ファイルの表紙及び背表紙への必須記載事項をご教示ください。(正本・副本ともに事業名と応募者記号のみの記載でよろしいでしょうか。) | 「事業名」「正、副の別」の記載、及び副本については「●/15」(●は1~15)を記載してください。 |
| 質問 | 10 | 入札説明書 | 13 | 第3 | 4 | 3) | | | 事業計画全般に関する提案書、施設整備業務に関する提案書、維持管理業務に関する提案書、運営業務・開業準備業務に関する提案書は、A4版簡易ファイル1冊に綴じ込んで提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | 1冊に綴じ込んで提出して下さい。 |
| 質問 | 11 | 入札説明書 | 13 | 第3 | 4 | 3) | | | A4版簡易ファイルについて、各提案書の区分がわかりやすいように適宜インデックスを挟み込んでもよろしいでしょうか。 | 各提案書の区分が分かるよう、配慮して下さい。 |
| 質問 | 12 | 入札説明書 | 13 | 第3 | 4 | 3) | | | 提出するデータのWord、Excelについて、バージョンの指定がありましたら、ご教示ください | Word2013、Excel2013で正しく開くことができるファイル形式としてください。 |
| 質問 | 13 | 入札説明書 | 16 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>入札説明書第5 1 3) (1)において、貴市は「リスクと責任分担の考え方」として『リスクを最も良く管理ができる者が当該リスクを負担する』との考え方をお示し頂いております。その考え方を前提とすれば、一時支払金は文部科学省の交付金等を裏付けとするものであり、選定事業者が管理することのできないリスクであると考えます。</p> <p>また、一時支払金の変更は、割賦料で変更額を調整するとありますが、割賦料の変更は融資金額の変更を伴うものであり、金融機関は予め根拠のない金額で融資金額を設定することはできないことから、変更が決定した時点で事務手数料や弁護士費用等の追加的な金融費用が発生する可能性が十分に考えられます。</p> <p>以上を踏まえれば、一時支払金の金額変更に伴う追加費用については事業契約上のリスク分担の観点から、貴市に負担頂くことが最も合理的であると考えますが、いかがでしょうか。</p> <p>なお、それでもなお選定事業者負担とする場合は、選定事業者が当該リスクを最もよく管理できる合理的理由につき、お示し下さい。</p> | 入札公告等に関する説明会においてもご説明しましたが、少なくとも過去において毎年、文部科学省が示す単価が変更されています。そのため、交付金の額が変わることを前提とし、予め必要な費用を入札金額に見込んでください。以上の理由により原案のままとします。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分) (既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|--|---|
| 質問 | 14 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>「※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等）、調理設備設置工事に要する費用を加算した額」とありますが、様式5-11「入札価格等内訳書（施設整備費相当額）」に計上する金額で上記に該当する項目は以下の通り（以下の項目以外は起債対象とならない）と理解してよろしいでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「②設計業務」に含まれる実施設計費の金額 ・「③建設業務」の「計」欄の金額（外構工事や共通費を含む金額） ・「④工事監理業務」の「計」欄の金額 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 15 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>「※起債対象となる設計・建設工事に係る費用は、実施設計費、工事監理費、本施設工事費（建築工事、電気設備工事、機械設備工事等）、調理設備設置工事に要する費用を加算した額」とありますが、調理設備に関しては、「設置工事に要する費用」は起債対象となるものの、「調理設備自体の費用」は起債対象にならないとの理解でよろしいでしょうか。</p> | 建設工事と一体で設置する調理設備(様式5-11 ③建設業務 直接工事 調理設備工事)は起債対象となりますが、動産に相当する調理設備(様式5-11 調理設備、食器・食缶、施設備品調達・設置業務 調理設備)は、起債対象となりません。併せて質問No96をご参照ください。 |
| 質問 | 16 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>一時支払金の金額確定はいつ頃を想定されてみえますでしょうか。</p> | 交付金相当額につきましては、2020年度中を予定しています。起債相当額につきましては、施設整備費が確定することが前提となりますので、施設の引き渡し時点となります。 |
| 質問 | 17 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>「①学校給食施設の改築にかかる交付金 408,798千円」とあり、この金額には消費税及び地方消費税が含まれていると理解しておりますが、入札価格は「消費税及び地方消費税を含まない金額（円単位）」で算出する必要があるため、税抜きの金額をご教示いただけないでしょうか。（消費税率8%とした場合は378,516,667円、消費税率10%とした場合は371,634,546円となりますが、税抜きの入札金額を算出する上で、交付金に含まれる税率は、何%を想定したらよいかご教示ください。）</p> | <p>施設整備費にかかる消費税及び地方消費税につきましては、ご指摘を踏まえ以下のとおり変更します。</p> <p>入札説明書 第5 1 1) (2)を「<u>なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払時に全額を一時支払金に加算して支払う。</u>」とします。</p> |
| 質問 | 18 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | <p>文部科学省学校施設環境改善金交付金408,798千円は税抜きの金額でしょうか、それとも税込みの金額でしょうか。金融機関として割賦料の金額を把握したいため、税込みの場合、税抜きの金額をお示しいただけますでしょうか。</p> | 質問No17をご参照ください。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|--|-----------------|
| 質問 | 19 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (1) | | 交付金408,798千円が税込の場合、今後の消費税率の増税の際には、当該交付金額も増額して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 | 質問No17をご参照ください。 |
| 質問 | 20 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、施設整備費相当額については、貴市より支払われる都度ではなく、割賦料の全額を含めた総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。よって、施設整備費相当額に係る消費税相当額については、一時支払金と同様のタイミングで一括でお支払いいただけますでしょうか。 | 質問No17をご参照ください。 |
| 質問 | 21 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されておりますため、交付金の単価変動が生じた場合においても、施設整備業務相当額にかかる消費税および地方消費税の全額は、一時支払金と同様のタイミングにて一括でお支払いいただけませんかでしょうか。 | 質問No17をご参照ください。 |
| 質問 | 22 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 一時金支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算するとの記載がありますが、施設整備業務相当額の全額にかかる消費税が一時支払金に含まれて一括で支払われるということでしょうか。 | 質問No17をご参照ください。 |
| 質問 | 23 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 市は「施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に選定事業者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料」として支払うとありますが、平成30年度の税制改正に伴い、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、事業者は割賦料が支払われる都度、消費税及び地方消費税を分割して納付する税務処理ができなくなりました。このため、割賦料に係る消費税及び地方消費税額は、一時支払い金の支払と同時期に一括して支払う方法に修正していただけないでしょうか。 ※貴市が実施されている「豊橋市斎場整備・運営事業」においても、事業者からの質問を踏まえて、消費税及び地方消費税の支払時期が修正されております。 | 質問No17をご参照ください。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|---|--|
| 質問 | 24 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 「一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する」とありますが、様式5-8「長期収支計画書」に計上する一時支払い金は消費税及び地方消費税を含まない金額を計上するとの理解でよろしいでしょうか。(消費税及び地方消費税は営業収入として計上できないため、消費税及び地方消費税を控除して計上する必要があります。) | 質問No17をご参照ください。 |
| 質問 | 25 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 「返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料」とありますが、割賦料の初回は「平成33年9月1日～12月31日」の4カ月間、最終回は「平成48年7月1日～8月31日」の2カ月間、他の58回は3カ月間となり、各回の割賦利息計算期間が異なるため、60回全ての割賦料を均等(同一)金額に設定することは困難となります。このため、初回と最終回の割賦料は、他の58回と均等(同一)金額にならない提案を認めていただけないでしょうか。 | 「事業契約書(案)別紙7 1 (2) ① ただし書き」のとおり、最初の四半期は固定料金を3分の4とし、最後の四半期は3分の2とすることとします。 |
| 質問 | 26 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 「割賦料は、平成33年9月1日～12月31日を初回として支払い」とありますが、本施設の引渡しは「平成33年7月頃」が想定されており、基準金利も「本施設の引き渡し予定日の2金融機関営業日前」となることから、初回の割賦料には、本施設の引渡し日から平成33年8月31日までの割賦利息を加算することを認めていただけないでしょうか。 | 割賦利息の加算を認めます。 |
| 質問 | 27 | 入札説明書 | 17 | 第5 | 1 | 1) | (2) | | 基準金利としてTSR15年物(基準日15時)が挙げられておりますが、金利決定日当日において迅速に関係当事者間で認識を共有するうえではTSR15年物(基準日10時)が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。 | 基準日15時のままとします。 |
| 質問 | 28 | 入札説明書 | 18 | 第5 | 1 | 1) | (3) | | 「委託料として維持管理・運営機関にわたり年4回選定事業者に開始年度終了年度に支払う」とありますが、下線部は誤記との理解でよろしいでしょうか。 | 「委託料として維持管理・運営期間にわたり年4回選定事業者を支払う」の誤りです。 |
| 質問 | 29 | 要求水準書 | 10 | 第1 | 6 | 2) | | | インフラ条件等における、電気料金及びガス料金単価について記載がありませんが、事業者側の提案と理解して宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|---|---|
| 質問 | 30 | 要求水準書 | 11 | 第1 | 6 | 4) | | | 3場体制移行とは別の事由(突発的な児童生徒数の増加等)により食数や学校数に大幅な増が生じた場合にも、その対応費用に関しては市・事業者間での協議に応じて頂けますでしょうか。 | 事業契約書(案)別紙7に記載のとおり、提案に基づき協議し、固定料金を見直します。 なお、「実施方針」別紙1でもお示ししましたとおり、「児童生徒数の変動・クラス数の変動・提供日数の変動によるもの」につきましては、主分担は選定事業者とします。受配校の増加による費用負担の増につきましては、主分担は市とします。 |
| 質問 | 31 | 要求水準書 | 15 | 第1 | 7 | 4) | | | 水光熱費の試算条件は、【予測 児童生徒及び教職員数】を参考に、平成42年度(2030年度)以降は3場体制へ移行した場合を想定して試算すれば宜しいでしょうか。 | 様式5-16~5-18については3場体制へ移行した場合を想定して試算をしてください。 それ以外については、3場体制へ移行しない場合の児童・生徒数を基に算出してください。 |
| 質問 | 32 | 要求水準書 | 18 | 第2 | 1 | 1) | (6) | | 自然災害等により・・・早期化の等のためのエネルギー確保を考慮とありますが、非常用発電機等の設備を計画することを要件として計画すればよろしいでしょうか。 | 昨今の自然災害発生時の状況を踏まえ、要求水準書の当該箇所を以下のとおり変更します。 「自然災害等によりエネルギーの供給が一時的に停止される場合においてへの対策として、適切な設備・熱源の導入によりエネルギーを確保し、給食運営への影響の低減や再稼働の早期化等のためのエネルギーの確保を考慮し、適切な設備・熱源の導入に努めるを図る。」 |
| 質問 | 33 | 要求水準書 | 19 | 第2 | 2 | 2) | | ア) | 事前調査業務及び関連業務に記載あります、近隣家屋調査の範囲をご指示ください。 | 民間事業者側において、影響を及ぼす可能性を踏まえて範囲をご提案下さい。 |
| 質問 | 34 | 要求水準書 | 27 | 第2 | 3 | 5) | | | 魚肉卵入替室のaについて、現在豊橋市では卵はむきうずら卵か液卵での納入ですが、今後は割卵する予定があるのでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 35 | 要求水準書 | 28 | 第2 | 3 | 5) | | | 野菜下処理室のeについて小物類の洗浄の為のレーンとはどういことでしょうか。また、小物とは何をさしているのでしょうか。 | 野菜下処理室で使用する器具類を指します。 |
| 質問 | 36 | 要求水準書 | 34 | 第2 | 3 | 5) | | | その他区域、従業員用休憩室の概要及び要求事項の欄に「c 給湯設備及び流し台設備を設置すること」とありますが、事業者側で不要と判断した場合は設置しなくても宜しいでしょうか。 | 設置してください。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|----|----|---|----|-----|----|---|---|
| 質問 | 37 | 要求水準書 | 35 | 第2 | 3 | 5) | | | 洗濯・乾燥室のbについて物干し台の設置とありますが、乾燥機導入予定ですが、この場合でも物干し台の設置は必要でしょうか | 提案に委ねますが、衛生面には十分配慮し、作業ごとに調理衣を分けて洗浄・乾燥をしてください。 |
| 質問 | 38 | 要求水準書 | 35 | 第2 | 3 | 5) | | | 「調理員便所の個室の前に調理衣を脱着できる場所(前室)を設ける」とありますが、衛生上、便所内に調理衣を着用したまま入室しない方針とした場合には、便所各個室前ではなく、便所手前に前室を設けることでよろしいでしょうか。 | 提案に委ねますが、衛生面には十分配慮してください。 |
| 質問 | 39 | 要求水準書 | 37 | 第2 | 3 | 5) | | | 研修室の構成が会議スペース、倉庫、及び手洗い設備とありますが、会議室に隣接した倉庫や手洗い設備との理解でよろしいでしょうか | 倉庫はご提案に委ねます。手洗い設備については会議スペースに設置してください。 |
| 質問 | 40 | 要求水準書 | 39 | 第2 | 3 | 5) | | | 管理上、通常時使用する出入口は玄関の1か所と考え、避難計画上必要な出入口を「施設出入口」と考えてよろしいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 質問 | 41 | 要求水準書 | 45 | 第2 | 3 | 6) | (3) | イ) | 洗浄室、調理室等・・・吹出し口にパンカーラーバーを用いる等とありますが、室温25℃以下 湿度80%以下となる方式であれば、局所空調以外の方式でも宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 42 | 要求水準書 | 49 | 第2 | 7 | 8) | (2) | ア) | 西幸町16号線、曙町・浜道町52号線の分筆は業務範囲外と考えてよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、西幸町16号線は分筆済みです。(曙町字南松原162番3) |
| 質問 | 43 | 要求水準書 | 49 | 第2 | 7 | 8) | (2) | ア) | 西幸町16号線、曙町・浜道町52号線の分筆を業務範囲に含む場合、業務内容をご指示ください。 | 選定事業者の業務範囲には含まれません。 |
| 質問 | 44 | 要求水準書 | 53 | 第2 | 7 | 8) | (9) | キ) | 「事業者用駐車場」に配送車両用駐車場を含むと考えてよろしいでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 質問 | 45 | 要求水準書 | 59 | 第2 | 6 | 4) | (1) | ア) | 実施方針等に関する質問・意見及び回答(質問No.69)のご回答より、プレハブ式の冷凍庫・冷蔵庫を採用した場合のパネル材質は、内外装ともにステンレス製とするという理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------|-----|----|---|----|-----|----|---|--|
| 質問 | 46 | 要求水準書 | 63 | 第2 | 7 | 2) | | イ) | 食器の選定について、参考仕様表の材質にPEN樹脂という記載がありますが、耐久性と操作性に配慮し別材質の食器をご提案することは可能でしょうか。 | 原案のとおりPEN樹脂とします。 |
| 質問 | 47 | 要求水準書 | 64 | 第2 | 7 | 2) | | エ) | 食缶について記載されている表の「材質など」の項目に蓄冷材、蓄冷材用蓋付きという記載がございますが、蓄冷材は高温での消毒ができないため、衛生面に配慮し、蓄冷材を利用せず同程度の温度帯で食缶提供できれば蓄冷材を使用しない提案も可能でしょうか。 | 12月28日付け「実施方針等に関する質問・意見及び回答」質問No75をご参照ください。 再掲 「今年の夏のように非常に暑い日においても、給食時間まで適切な保冷温度を保つことを前提とし、提案に委ねます。」 |
| 質問 | 48 | 要求水準書 | 66 | 第2 | 8 | 2) | | | 市職員用事務室の更衣ロッカーについて、W900×D400×H1,800程度を10台設置でしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 49 | 要求水準書 | 83 | 第4 | 8 | 2) | | イ) | 「市職員用事務室の清掃の内容・頻度については、市と協議すること。」とありますが、提案内容には含めないと捉えてよろしいでしょうか、それとも提案に含め、選定事業者決定後内容を変更するというものでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 50 | 要求水準書 | 93 | 第5 | 2 | 1) | | ア) | 食数調整・報告のアについて、提供日の5日前とありますが、5日の中に土日休日を含みますか | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 51 | 要求水準書 | 108 | 第5 | 7 | 5) | | | 配送車両の調達は、施設整備業務ではなく分割での支払いを受ける運営業務に含まれていることから、リースでの車両調達を想定されているとの理解で宜しいでしょうか。 | 配送車両の調達は、リースに限らず提案に委ねます。 |
| 質問 | 52 | 要求水準書 | 109 | 第5 | 7 | 5) | | コ) | 「調理後2時間以内に喫食できるよう」とありますが、配送時間について制限はありますか。 | 各学校において、給食開始時間の30分前に検食を行っていますので、その検食の準備も考慮した時間までに配送をして下さい。 なお、「適切な台数」につきましては、質問No30への回答も併せてご参照ください。 また、特別支援学級が増えたことにより、コンテナ数が増えるといった変更が毎年度あり得ることにご留意ください。このことが判明するのは通常年度末であることを、併せて申し添えます。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|---------------------------------|-----|-----|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 53 | 要求水準書 | 109 | 第5 | 7 | 5) | | コ) | 「なお、予備車を一台配置し、緊急時や急な変更に対応できるようにする。」とありますが、対応は予備車一台で対応できる範囲に限定されるという理解で宜しいでしょうか。 | この規定は、予備車の取り扱いを統一的に定めるためのものです。 「緊急時や急な変更」以外にも、学校行事により給食時間が変更された場合は、当該給食時間に合わせて配送を行ってください。 |
| 質問 | 54 | 要求水準書 | 110 | 第5 | 7 | 6) | | | 配送車両駐車場に屋根は必要でしょうか。 | 提案に委ねますが、衛生面には十分配慮して下さい。 |
| 質問 | 55 | 要求水準書 | 112 | 第5 | 9 | | | | 運営備品調達・更新業務について事業者提案として、調達を施設整備業務の「食器・食缶等調達業務」、更新を維持管理業務の「食器・食缶等調達業務」に振り分けて業務を担うことは問題ないでしょうか。 | 提案に委ねます。 |
| 質問 | 56 | 要求水準書 | | | | | | | DWGファイルとして公表されています資料2-1, 2-2について、同データのDXFファイルを公表いただくことは可能でしょうか。 | DXFファイルも公表いたします。なお、DWGデータよりも更にデータが化けてしまう可能性が高くなりますので、ご承知おき下さい。 |
| 質問 | 57 | 添付資料13 既存調理従事者等の 人数・勤務形態等 | | | | | | | 給食配膳員に関し「本施設の受配校」と表記されておりますが、これは、3場体制移行前の施設稼働時の27校分という理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 58 | 落札者決定基準 | 2 | 第1 | 2 | | | | 提案審査において、失格となるフロー図が記載されていますが、入札説明書等に示す条件を満たさない場合とは、配送車台数などがあきらかに足りないなどと言った場合も失格となると理解して宜しいでしょうか。 | 様式4-2として要求水準書に関する確認書を提出していただくので、そのようなことはないと考えていますが、明らかに要求水準未達が想定される場合については、別途確認し、明確な回答が得られない場合は失格とする場合があります。 |
| 質問 | 59 | 落札者決定基準 | 8 | 別表1 | 2 | | | | 「排水設備のうち雨水流出抑制施設」の提案内容に関する評価基準が、落札者決定基準内 別表 に記載されておられません。施設整備費用にも大きく影響する重要な事項と考えられますが、本提案内容はどの様に評価されるのでしょうか。配点の割り振りに関し再考頂けないでしょうか。 | 落札者決定基準 別表1 2施設整備業務に関する事項 4周辺の環境・景観への配慮 中の①に該当することとして、様式6-6を本項目の評価対象とするよう落札者決定基準を変更します。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|---------|---|-----|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 60 | 落札者決定基準 | 8 | 別表1 | 2 | | | | 様式6-6「排水設備のうち雨水流出抑制施設」が「2 施設整備業務に関する事項」の評価項目や配点の対象になっておりませんが、雨水流出抑制施設の提案は本事業において非常に重要な内容になることから、評価項目として追記（配点を付与）していただけないでしょうか。 | No59をご参照ください。 |
| 質問 | 61 | 落札者決定基準 | 8 | 別表1 | 2 | 1 | | | 評価項目「1 配置計画、ゾーニング計画、内部動線計画等」の「評価の視点」に「①本事業の基本理念を踏まえた…」とありますが、「本事業の基本理念」とは、要求水準書P2～3に記載されている5つの基本方針を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 | 「本事業の基本理念」とは、ご質問の「基本方針」を含め、入札公告関係書類全体をとおして示されるものと考えます。 |
| 質問 | 62 | 落札者決定基準 | 8 | 別表1 | 2 | 4 | | | 評価項目「4 周辺の環境・景観への配慮」の様式欄は、「様式6-4～5」となっていますが、「様式6-4」のみ（6-5は誤記）と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 63 | 落札者決定基準 | 8 | 別表1 | 2 | 4 | | | 評価項目について、様式6-5に記載を求められている内容と合致していないように見受けられます。様式6-5についても記載された評価項目に従い評価をされるとの理解でよろしいでしょうか。 | No.62をご参照ください。 |
| 質問 | 64 | 落札者決定基準 | 9 | 別表1 | 2 | 5 | | | 評価項目「5 施工計画、施工方法等」の様式欄は、「様式6-6」となっていますが、正しくは「様式6-5」（6-6は誤記）と理解してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 65 | 落札者決定基準 | 9 | 別表1 | 2 | 5 | | | 評価項目について、様式6-6に記載を求められている内容と合致しておりません。様式6-6の評価項目についてご教示くださいますようお願いいたします。 | No.64をご参照ください。 |
| 質問 | 66 | 様式集 | | | | | | | 企業名を記載しないとの記載がございますが、正本につきましては、企業名を記載してもよろしいでしょうか。 | 企業名は記載しないで下さい。 |
| 質問 | 67 | 様式集 | | | | | | | 企業名を記載しないとの記載がございますが、代表企業・構成企業・協力企業以外の企業名については、記載してもよろしいでしょうか。 | 記載していただいて構いません。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-------------------------|----|----|---|----|-----|----|---|--|
| 質問 | 68 | 様式集 | | | | | | | 各様式(様式5-1以降)について、「企業名を記載しない」とありますが、構成員(代表企業、構成企業、協力企業)以外の企業(構成員の下請・再委託企業、金融機関、保険会社、アドバイザー、関係機関等)は名称を記載してよいとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 69 | 様式集 | | | | | | | 各提案における枚数制限(A4縦・2枚)は表印刷のみの2ページとの理解でよろしいでしょうか | 各様式は片面印刷としてください。ご質問の例示についてはご理解のとおりです。 |
| 質問 | 70 | 様式集 | | | | | | | 各様式(様式5-1以降)について、枠線の有無や上下左右の余白の指定はなく、適宜作成して良いとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 71 | 様式集 | | | | | | | 提案書に別添で資料を添付してもよろしいでしょうか。 | 必要なものであれば添付していただいて構いません。 |
| 質問 | 72 | 様式2-2 | 7 | | | | | | 運営企業は日常業務において維持管理も担いますが、運営企業としてのみの提出でよいでしょうか | それぞれで提出して下さい。 |
| 質問 | 73 | 様式2-2 | 7 | | | | | | 押印者につきましては、貴市の参加資格登録印で行うとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 74 | 様式2-2 | 7 | | | | | | 厨機メーカーが15年間のメンテナンスを担う場合、維持管理企業としても提出が必要でしょうか | 維持管理業務を統括する企業が明確に示されていれば、厨機メーカーを位置付ける必要はありません。【回答公表済み】 |
| 質問 | 75 | 様式2-4 委任状 | 10 | | | | | | 参加申請において代表企業での本店から支店等への委任が無ければ、本様式の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 76 | 様式2-6 添付書類 会社概要・事業報告 | 12 | | | | | | 会社案内パンフレット等の資料の提出で問題無いでしょうか。 | 問題ありません。【回答公表済み】 |
| 質問 | 77 | 様式2-6 添付書類 商業登記簿謄本 | 12 | | | | | | 履歴事項全部証明・現在事項全部証明のどちらを提出すれば良いでしょうか。 | 履歴事項全部証明書をご提出ください。【回答公表済み】 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|-----------------------------------|----|----|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 78 | 様式2-6 添付書類 法人税納税証明書 | 12 | | | | | | 「納税証明書その1」の提出との理解で宜しいでしょうか。 ※証明書種類に指定が御座いましたらお示し願います。 | 「納税証明書(その3の3)」をご提出ください。【回答公表済み】 |
| 質問 | 79 | 様式2-6 添付書類 消費税及び地方消費税納税証明書 | 12 | | | | | | 「納税証明書その3」の提出との理解で宜しいでしょうか。 又は、「納税証明書その3の3」の提出になりますでしょうか。 ※証明書種類に指定が御座いましたらお示し願います。 | 「納税証明書(その3の3)」をご提出ください。【回答公表済み】 |
| 質問 | 80 | 様式2-6 添付書類 法人住民税納税証明書(直近2か年分) | 12 | | | | | | 各企業、参加申請を出す本店や支店又は営業所の所在地のもので良いとの理解で宜しいでしょうか。 また、都道府県税・市町村税のいずれの提出が必要となりますでしょうか。 ※証明書種類に指定が御座いましたらお示し願います。 | 前段について、ご理解のとおりです。 後段については、都道府県税及び市町村税の両方についてご提出ください。 種類につきましては、未納が無いことを確認できる証明書をご提出ください。【回答公表済み】 |
| 質問 | 81 | 様式2-6 添付書類 法人事業税納税証明書(直近2か年分) | 12 | | | | | | 各企業、参加申請を出す本店や支店又は営業所の所在地のもので良いとの理解で宜しいでしょうか。 また、都道府県税に係る証明書との理解で宜しいでしょうか。 ※証明書種類に指定が御座いましたらお示し願います。 | 前段について、ご理解のとおりです。 後段については、都道府県税及び市町村税の両方についてご提出ください。 種類につきましては、未納が無いことを確認できる証明書をご提出ください。【回答公表済み】 |
| 質問 | 82 | 様式2-6 添付資料 企業単体の有価証券報告書又は税務申告書 | 12 | | | | | | 税務申告書は決算報告書の提出で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 83 | 様式2-6 添付資料 印鑑証明書 | 12 | | | | | | 印鑑証明書は各社実印での提出になると思われませんが、各参加申請書類に関しては、企業によっては契約印又は支店印等での提出になる事が想定されます。 その場合でも、ここではあくまで各社実印の印鑑証明の提出として、各申請書類に押印する印鑑(契約印又は支店印等)の使用印届等の提出は不要という理解で宜しいでしょうか。 | 今回の入札参加申請を本社以外(支店等)で行うため、会社の実印を使用しない場合は、印鑑証明書とは別に、使用印鑑届(様式任意)も提出してください。【回答公表済み】 |
| 質問 | 84 | 様式2-6 | 12 | | | | | | 事業報告書は、直近3期分のもを提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | パンフレットなどで会社の概要が把握できるものを添付していただければ結構です。【回答公表済み】 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|----|---------------------------------------|----|----|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 85 | 様式2-6 | 12 | | | | | | 「法人住民税および法人事業税納税証明書」は、貴市の参加資格登録を行っている事業所を所管する自治体のものを提出するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 86 | 様式2-6 | 12 | | | | | | 「企業単体の有価証券報告書又は税務申告書」について、財務諸表（貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・株主資本等変動計算書・注記表）の提出とすることよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 87 | 様式2-7 入札参加資格報告書 | 13 | | | | | | 構成企業全社が提出との事ですが、記名押印欄の(代表企業)という表記は、(構成企業)等に適宜修正して提出するとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。【回答公表済み】 |
| 質問 | 88 | 様式2-8 添付資料 HACCPに関する知識を有することを証する資料 | 14 | | | | | | 弊社実績の設計図でHACCP対応施設が分かる図面添付で宜しいでしょうか。 | 民間等が実施している講習等の受講証明書を想定しておりますが、HACCP対応施設に携わった実績が把握できる資料であれば可とします。【回答公表済み】 |
| 質問 | 89 | 様式4-3 入札書 | 24 | | | | | | ここでの参加代理人とは、入札書を提出する当日（5月14日）に貴市へと持参する者を言う、との理解で宜しいでしょうか。その場合、代表企業と提出持参者の両方の印鑑を押捺しての提出で問題無いでしょうか。またその際は、委任状等の提出は不要との理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 90 | 様式5-3 | 29 | | | | | | 本様式の提案内容に関する根拠資料として、構成員間の協定書やリスク分担表、保険引受意向書等を添付してもよろしいでしょうか。 | 提案の根拠となる資料の添付を認めます。 |
| 質問 | 91 | 様式5-6 | 32 | | | | | | 「※7 発注内容ごとの市内企業割合」については、行や列を適宜追加することよろしいでしょうか。 | 行と列の追加を認めます。 |
| 質問 | 92 | 様式5-8 | 34 | | | | | | 「開業前」は、2019年度と2020年度に分けて記載して記載してよろしいでしょうか。 | 列の追加を認めます。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------------------------------|----|----|---|----|-----|----|---|---|
| 質問 | 93 | 様式5-8 | 34 | | | | | | 損益計算書及び資金収支計算書は、消費税及び地方消費税を除いた額で作成する必要があることから、「一時支払い金」についても、本様式では消費税及び地方消費税抜きの金額を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 94 | 様式5-8 | 34 | | | | | | 損益計算書に「公租公課」欄がありますが、本事業の場合、事業者の収入は市から支払われる「一時支払い金」「割賦料」「委託料」のみとなる(自主事業による収入が発生しない)ことから、事業所税は課税されないとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 95 | 様式5-9 | 35 | | | | | | 「開業前」は、2019年度と2020年度に分けて記載して記載してよろしいでしょうか。 | 列の追加を認めます。 |
| 質問 | 96 | 様式5-9 | 35 | | | | | | キャッシュフロー計算書は、消費税及び地方消費税を除いた額で作成する必要があることから、「一時支払い金」についても、本様式では消費税及び地方消費税抜きの金額を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 97 | 様式5-11 | 37 | | | | | | 「③建設業務」の直接工事に記載されている「調理設備工事」と「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品調達・設置業務」に記載されている「調理設備」は、どのような基準で区分して計上すればよいかご教示ください。 | 「③建設業務」の当該欄には、建設工事と一体で設置する調理設備を計上し、「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品調達・設置業務」の当該欄には、動産に相当する調理備品を計上してください。 |
| 質問 | 98 | 様式5-11 | 37 | | | | | | 運營業務の開始時に必要となる運営備品(様式9-14「運営備品一覧」に記載する運営備品)は、「⑤調理設備、食器・食缶等、施設備品調達・設置業務」欄に項目を追記して計上してよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 99 | 様式5-12 入札価格等内訳書 (維持管理費相当額) | 38 | | | | | | 内訳の内「人件費」「諸経費」について、それぞれに含まれる内容についてご教示ください。(例えば、人件費とは賃金と各種手当と通勤費を指す、など。) | 人件費は、当該業務を遂行する従業員に係る費用全般です。賃金、各種手当、通勤費、福利厚生費などを指します。 |
| 質問 | 100 | 様式5-14 関心表明書 | 40 | | | | | | 新元号が公表される以前に関心表明を取得する際には、日付欄は「平成31年」として問題無いでしょうか。 | 問題ありません。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|---|----|------|---|----|-----|----|--|---|
| 質問 | 101 | 様式5-16 3場体制移行に伴う 料金見直しに関する 考え方 | 42 | | | | | | ②物品の購入費用に・・・市は割賦を希望している。とありますが、ここでの割賦は、購入発生以降（平成42年4月以降）の期間での割賦払いとの理解で宜しいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 102 | 様式6-1 | 46 | | | | | | 「①本事業の基本理念を踏まえた…」とありますが、「本事業の基本理念」とは、要求水準書P2～3に記載されている5つの基本方針を指しているとの理解でよろしいでしょうか。 | 「本事業の基本理念」とは、ご質問の「基本方針」を含め、入札公告関係書類全体をとおして示されるものと考えます。 |
| 質問 | 103 | 様式集 | 62 | | | | | | 「資料10 想定献立」に基づいて作業工程表及び作業動線図を示すこととありますが、資料には6 献立記載されております。公平な審査の観点からどの献立を基に作成するかをお示しく下さい。又は6 献立全てを基に作成するのでしょうか。 | 全て作成ください。 |
| 質問 | 104 | 事業契約書（案） | 4 | 第7条 | 1 | | | | 「本契約の締結と同時」とありますが、事業契約の議決時との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 105 | 事業契約書（案） | 5 | 第7条 | 2 | | | | 「施設整備に係るサービス対価相当額」とは、様式5-11「入札価格等内訳書（施設整備費相当額）」の合計金額に消費税及び地方消費税額を加算した金額になるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 106 | 事業契約書（案） | 6 | 第11条 | 2 | | | | 受注者は、使用が認められた事業用地を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。との記載がございますが、受注者が管理するのは工事着手から引渡しまでの期間との理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。なお、同条第4項に規定による引き渡し後に、維持管理業務等の対象となることを申し添えます。 |
| 質問 | 107 | 事業契約書（案） | 6 | 第11条 | 3 | | | | なお、本施設の工事の着工前において、地元住民から引き続き事業用地をスポーツ広場として利用したいという要望があり、～事業用地をスポーツ広場として地元住民に無償で貸し出すことは可とする。との記載がございますが、現時点で貴市が想定されている住民からの利用要望や、敷地利用範囲、期間等はいかがでしょうか。 | 地元や利用者団体の皆様には、「事業契約を市議会で議決する9月まではスポーツ広場としてご利用いただけます。」との説明をしております。具体的な要望はいただいておりますが、想定もしておりません。工期が短いという事情もありますので、可能な範囲でご対応いただければと思います。 |
| 質問 | 108 | 事業契約書（案） | 7 | 第14条 | 3 | | | | 「増加費用又は損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲であると双方が合意できた場合は含みます。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------|----|------|---|----|-----|----|---|--|
| 質問 | 109 | 事業契約書(案) | 8 | 第16条 | 1 | | | | 受注者は、その責任及び費用負担において、近隣住民に対して、適時、本施設に係る工事に関する説明を行わなければならない。との記載がございますが、近隣住民とは計画地に隣接する自治会の住民との理解でよろしいでしょうか | 計画地に隣接する自治会及び幸スポーツ広場の利用者団体です。 |
| 質問 | 110 | 事業契約書(案) | 9 | 第17条 | 4 | | | | 設計図書に対する貴市の確認に係る通知は、書面にていただけるものと理解でよろしいでしょうか。 | 該当箇所における設計図書の提出については、書面での通知は想定していません。 |
| 質問 | 111 | 事業契約書(案) | 11 | 第23条 | 5 | | | | 「増加費用若しくは受注者の損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲であると双方が合意できた場合は含みます。 |
| 質問 | 112 | 事業契約書(案) | 12 | 第24条 | 3 | | | | 「受注者のとるべき措置の期限、方法等」については、貴市が合理的な範囲で定めるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 113 | 事業契約書(案) | 12 | 第26条 | 5 | | | | 「損害」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲であると双方が合意できた場合は含みます。 |
| 質問 | 114 | 事業契約書(案) | 12 | 第27条 | 1 | | | | 「設計着手予定日、工事着手予定日又は引渡予定日」については、貴市が合理的な範囲で定めるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解のとおりです。 |
| 質問 | 115 | 事業契約書(案) | 13 | 第28条 | 3 | | | | 「当該措置に要した費用」には、合理的な範囲で金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲であると双方が合意できた場合は含みます。 |
| 質問 | 116 | 事業契約書(案) | 13 | 第30条 | 5 | | | | 貴市に負担頂く「損害による費用」においては合理的な範囲の金融費用が含まれておりませんが、事業契約第26条、第27条、第28条における損害等に合理的な範囲の金融費用が含まれることを前提に、全額負担頂ける(第30条に基づく100分の1ではない)との理解でよろしいでしょうか。 | ご質問の「損害による費用」について、当該金融費用が合理的な範囲であることを双方が合意していることが前提です。その上で、事業契約書のそれぞれの条文に当てはめて選定業者と市の費用負担を決定します。事業契約書に定めがない場合は、同第80条の規定に基づき協議の上、これを定めます。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------|----|------|---|----|-----|----|---|---|
| 質問 | 117 | 事業契約書(案) | 15 | 第33条 | 1 | | | | 受注者が貴市に提出する「目的物引渡書」における貴市の引渡しを受けた旨の確認印は、当日中に受注者に交付されるとの理解でよろしいでしょうか。 | 一定の庁内手続きが必要であるため確定的ではなく、また「目的物引渡書」を受領した時間帯にもよりますが、翌営業日までには確認印の押印をすることができると考えられます。 市役所へお越しいただければ、押印後すぐにお渡しできますが、郵送による場合は、その分の日数が必要となります。 |
| 質問 | 118 | 事業契約書(案) | 25 | 第61条 | 2 | | (1) | | PFI案件においては一般的に、違約金相当額への充当を主な目的として契約保証金を納付することとしていることから基本的には違約金と契約保証金が同額となりますが、本件事業においては契約保証金の額等が「割賦金利相当額を控除」(第7条第2項)する一方、違約金が「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価～を含む。」(本条項)とあり、不一致が生じております。 貴市が直近で公告している「豊橋市斎場整備・運営事業」事業契約書第70条第1項(1)を踏まえても、違約金と契約保証金は同額の建付けとなっており、本件事業において差異を生じさせる特段の理由もないことから、違約金の算定から「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価」を削除頂けませんでしょうか。 | 第7条第2項を 「前項の保証に係る契約保証金の額、又は保証金額は、施設整備に係るサービス対価相当額から割賦金利相当額を控除した、消費税及び地方消費税を含む額の100分の10以上とし」と変更し、第61条第2項第1号を 「施設整備に係る対価(施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税を含む)の10分の1に相当する額」と変更します。 |
| 質問 | 119 | 事業契約書(案) | 25 | 第61条 | 2 | | (1) | | 「施設整備に係るサービス対価(施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価、消費税及び地方消費税相当額を含む。)」とありますが、「施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価」につきましては、第7条「契約の保証」の保証金額の対象になっていないことから、対象外としていただけないでしょうか。 | 質問No118をご参照ください。 |
| 質問 | 120 | 事業契約書(案) | 26 | 第64条 | 1 | | | | 出来形部分には、貴市の確認を受けた設計図書や当該出来形を形成する上で必要となった合理的な費用(SPC経費や金融費用など)も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な費用であると双方が合意できた場合は含みます。 |
| 質問 | 121 | 事業契約書(案) | 27 | 第64条 | 3 | | | | 「出来形部分」については、当該時点までに出来形を構築するうえで必要となる費用(調査費、SPC管理費、金融費用等)も合理的な範囲で含まれるとの理解でよろしいでしょうか。 | 合理的な範囲であると双方が合意できた場合は含みます。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答

(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------|----|------|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 122 | 事業契約書(案) | 30 | 第73条 | 3 | | | | 「会計監査人による監査」とありますが、毎年、登記手続きが必要となる株式会社の一機関としての会計監査人ではなく、外部の公認会計士又は監査法人による監査も認めていただけないでしょうか。(会計監査人の任期は1年のため、登記手続きに係る費用が毎年発生することになります。) | 外部の公認会計士又は監査法人による監査を受けた計算書類及び年度事業報告の提出を可とします。 そのため、事業契約書(案)第73条に以下の規定を第5項として追加し、第6項以下の項番号を修正します。 「前2項の規定による監査については、会計監査人を置かず、外部の公認会計士又は監査法人による監査をもってこれに代えることができる。」 |
| 質問 | 123 | 事業契約書(案) | 41 | 別紙7 | 1 | | (1) | ① | 上記No.13を踏まえて、「また」以下を削除頂けませんでしょうか。 | 原案のままとします。No13をご参照ください。 |
| 質問 | 124 | 事業契約書(案) | 41 | 別紙7 | 1 | | (1) | ② | 「施設整備業務相当額に消費税及び地方消費税額を加えた額から前述の一時支払金を控除した額を元本の金額として、係る元本に受注者が提案するスプレッドを基準金利に加えた金利で返済期間15年の元利均等返済の方式によって算出される元利償還金額を割賦料」として支払うとありますが、平成30年度の税制改正に伴い、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、事業者は割賦料が支払われる都度、消費税及び地方消費税を分割して納付する税務処理ができなくなりました。このため、割賦料に係る消費税及び地方消費税額は、一時支払い金の支払と同時期に一括して支払う方法に修正していただけないでしょうか。 ※貴市が実施されている「豊橋市斎場整備・運営事業」においても、事業者からの質問を踏まえて、消費税及び地方消費税の支払時期が修正されております。 | 質問No17をご参照ください。 事業契約書(案)別紙7 1 (1) ②を「 <u>なお、一時支払金には、施設整備業務相当額の消費税及び地方消費税を含むものとして計算する。割賦金利を除く割賦料に係る消費税及び地方消費税は、一時支払金の支払時に全額を一時支払金に加算して支払う。</u> 」と変更します。 |
| 質問 | 125 | 事業契約書(案) | 44 | 別紙7 | 3 | | (2) | | この箇所が「実施方針等に関する質問・意見及び回答」の意見1のご回答に該当する内容だと捉えましたが、例えば清掃業務に従事する者は最低賃金の上昇による影響を受けやすい賃金帯にあります。少なくともこれから数年予想される最低賃金の3%上昇だけを考えても事業者にとっては大きく変動するものと考えますが、「企業向けサービス価格指数 建物サービス」の指数が単年度で1.5%を超えることはほとんどありません。すなわち公契約条例に則って事業を行うには、入札価格に15年間の人件費の上昇を見込んだ金額を提案する必要があると考えますが、その考えでよろしいですか。(質問の仕方を変えると、公契約条例を適正に運用させる必要はあるが、最低賃金の上昇を根拠とした委託料の変更は認められないということでもよろしいでしょうか。) | ご理解のとおりです。 |

豊橋市新学校給食共同調理場(仮称)整備等事業

入札公告等に関する質問・意見への回答
(全質問分)(既に公表した分を含み、回答の内容は変わっていませんが、並び替えているためNoが変わっています。)

| 区分 | No | 資料名等 | 頁 | 第1 | 1 | 1) | (1) | ア) | 質問内容 | 回答 |
|----|-----|----------|----|------|---|----|-----|----|--|--|
| 質問 | 126 | 事業契約書(案) | 58 | 別紙9 | 2 | | (4) | | 解除前のスケジュールに従って貴市よりお支払いをいただく本施設の施設整備及び開業準備に係るサービス対価については、金利を含めた割賦料としてお支払いいただけるものと理解でよろしいでしょうか。 | 解除前までの金利分についてはお支払いします。 |
| 質問 | 127 | その他 | | | | | | | 給食センター業務従事者への福利厚生の一貫として、本施設内に自動販売機を設置する事はお認め頂けますでしょうか。 | ご希望がある場合は、従業者への福利厚生のためであることを前提に、契約時に条件等を含めて協議させていただきます。 |
| 意見 | 1 | 入札説明書 | 2 | 第2 | 6 | | | | 事業期間について設計、建設期間が約22か月と短いため、設計が10月からの着手では非常に厳しい工程となります。つきましては、落札者の決定後に速やかに設計協議、各課協議を実施できるようにご配慮下さいますようお願いいたします。 | 速やかな設計協議、各課協議の実施に心がけます。 |
| 意見 | 2 | 要求水準書 | 31 | 第2 | 5 | 5) | | | 各室の室温25℃以下 湿度80%以下で管理すること。とありますが、新設のセンターであっても遵守できていない事例が多くあります。追加資料として、各部屋の空調能力や必要風量など、適切に審査ができる資料を各者に要望いただけませんでしょうか。 | 市としても、他都市の事例から、とても重要な項目であると考えているため、ご意見を踏まえて様式集及び落札者決定基準を変更いたします。様式9-15として「必要風量及び空調能力に関する資料」を追加します。 |
| 意見 | 3 | 事業契約書(案) | 6 | 第11条 | 3 | | | | 第3項の期間中において、受注者に帰すべき事由によらず事業用地の埋蔵物又は地盤沈下～に起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、発注者が当該損害、損失及び費用を負担するものとする。との記載がございますが、地元住民のスポーツ広場の利用に起因して生じた損害等も含めるようにご検討くださいますようお願いいたします。 | ご意見を反映し、事業契約書(案)を修正します。 事業契約書(案)第11条第5項を「第3項の期間中において、受注者に帰すべき事由によらず事業用地の埋蔵物又は、地盤沈下(入札説明書等及び事業用地の現場確認の機会から客観的かつ合理的に推測できないものに限る。)又は第3項の規定に基づき地元住民が事業用地をスポーツ広場として利用したことにより起因する損害、損失又は費用が生じた場合には、発注者が当該損害、損失及び費用を負担するものとする。」と変更します。 |